

指名競争試行を容認

期間1年 土木、農水部の300件

福島県の第9回入札制度等監視委員会（委員長・清水修二福島大教授）が18日、県庁内で開かれ、写真、県が前回の委員会でも提案していた指名競争入札の一部試行を条件付きで容認することを決めた。意見書を県に示した。試行期間は2008年度の1年間。土木部と農林水産部が発注する予定価格1000万円未満の工事のうち、300件程度を抽出して試行する。



同県の入札契約制度改革では、07年度から条件付一般競争入札の適用範囲を3000万円以上に拡大。昨年10月からは予定価格250万円を超える工事に導入していたが、県議会の3会派が、一般競争入札の拡大が過度な価格競争を招いているとして、指名競争入札の導入を改めて委員会に提案していた。

この日は、指名競争入札の導入について議論。県側も▽小規模工事でも手続期間が長く、早期着工を望む地域住民から苦情が出ている▽小規模であり、制度を変えても競争激化の流れは止まらない「10月に一般入札を拡大したばかりであり、変更は時期尚早だ」との意見が相次ぎ、委員からは「会議は談合防止のために行われてきたものだ」との反対意見が出された。

一方、「施工能力があり、地域性を理解した企業を選定できる」「談合は指名企業の非公表などで防止できる」「積極的賛成ではないが、影響があるという面では許容できる」などの容認論も上がった。

賛否が分かれる中、清水委員長が「議員は県民が選んでおり、議会と委員会がぶつかることは避けない」と述べ、条件付きで承認することを提案した。

これを踏まえて議論を重ねた結果、▽あくまで「試行」であり、期間は1年間、工事規模は1000万円未満という限定を厳格に守る▽指名制度の「一部試行」のモニタリングを綿密に行う▽「試行」事実で1件でも談合の事実が確認された場合、ただちに「試行」中止もありうる▽との3項目を条件に、指名競争入札の導入を認めることを決めた。

これを受けて県は、2月中旬に入札等制度改革部会を開き、指名競争入札の実施を正式に決める予定だ。

導入に当たっては、①指名企業の選定は地方入札参加条件等審査委員会が審査する②指名企業の推測を困難にするため、指名を9者以上とし、指名の都度ランダムに設定する③設計図書閲覧時間の指定など、指名企業を接触させない工夫を継続し、指名企業名を非公表とすることを改めて周知する④適正な積算を確認するため見積書の提出を義務付ける――などの談合防止策を講じる。

さらに、透明性を確保するため、工事ごとに指名企業選定の具体的な理由をホームページで入札後に公表する。